

# 台湾産資材調達支援事業

## 委託業務仕様書

### 1 業務名：台湾産資材調達支援事業委託業務

### 2 事業の背景・目的

#### (1) 事業の背景

石垣空港における台北桃園空港間への航空旅客便就航、および税関空港としての整備に加え、石垣―基隆間における国際フェリーが就航している。これら物流インフラの拡充により、台湾からの物資・資材調達の利便性は飛躍的に向上することが見込まれる。

一方で、石垣市内の事業者においては、台湾産資材を安価に調達したい意向を持ちつつも、輸入商談のノウハウ、言語の壁、サプライヤーとのネットワーク不足により、直接調達を実現できている企業は限定的である。

#### (2) 事業の目的

本事業は、市内事業者の意向調査を行った上で、台湾からの資材・物資の調達上の課題を整理し、市内事業者に不足する、輸入商談・輸入のノウハウや資材を供給する台湾企業とのネットワークを、専門家を起用することで支援する。これにより石垣台湾間に就航するフェリー・航空便の貨物需要を喚起し、台湾産物資の安定調達の実現につなげることで、石垣台湾間のフェリー・航空便の経営の安定化と、市民生活の向上につなげることを目的とする。

### 3 委託業務の内容

受託者は、市と緊密に連携し、以下の業務を遂行すること。

#### (1) 市内事業者意向調査

1. 本事業に関する説明会を開催し、市内事業者に対し台湾からの資材・物資調達に関するアンケートおよびヒアリングを実施し、その結果を集計すること。
2. 調査結果に基づき、本市への導入可能性および需要が高い資材・物資について特定し、市へ報告すること。

#### (2) サプライヤーリストの作成

上記(1)の結果に基づき、対象資材を製造・販売・卸売・輸出等する台湾企業（以下「サプライヤー」という）を調査し、20社以上を掲載した名簿（リスト）を作成すること。リストの項目（企業名、連絡先、取扱品目、取引条件等）は、市と協議の上決定する。

#### (3) 商談アポイントの獲得

上記(2)のリストに基づき、調達を希望する市内事業者とサプライヤーとの間で、具体的

な取引に向けた商談アポイントを5件以上獲得すること。

※アポイントに至らなかった場合、その理由（価格、数量、規格の不一致等）を詳細に記録し、報告すること。

(4) マッチング支援および台湾商談同席

1. 獲得したアポイントに基づき、初回の商談をセッティングし、受託者はこれに同席して円滑な進行を支援すること。
2. 商談にあたっては、以下の実務的アドバイスをを行うこと。
  - ・物流支援: 石垣市への通関手続き、検疫、および配送ルートを含む最適な物流スキームの提示。
  - ・原価試算: 関税、輸入消費税、運送費等を考慮した着地価格の概算支援。
3. 実施した商談ごとに議事録を作成し、進捗状況を管理すること。

(5) 事業の効果分析及び報告

事業実施後、各業務の実施内容についてそれぞれ分析し、委託者の次年度以降の取組の参考となる内容をまとめた業務報告書を提出すること。その際、本委託の成果が可視化できるよう、参加事業者の成約件数など、定量的なデータを盛り込むこと。

(6) 成果物

受託者は、以下の成果物を指定の期日までに納品すること。

項目	形式	数量	備考
事業完了報告書	紙媒体 (A4版、製本)	3部	30ページ以上
事業完了報告書	電子媒体 (PDF)	1式	
サプライヤーリスト	電子媒体 (Excel等)	1式	編集可能な形式であること。
意向調査集計データ	電子媒体 (Excel等)	1式	

4 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月15日まで

5 業務完了後の提出書類

- (1) 業務委託完了届
- (2) 業務実績を示す資料

6 その他

受託者は、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要性があると認める場合は、石垣市と協議すること

7 主な対象経費

- (1) 人件費

- (2) ①旅費 ②謝金 ③会場・機材借料 ④その他諸経費

※輸入を希望する事業者（以下、輸入業者という。）の次に掲げる費用は、本業務委託費の対象外とし、輸入事業者が負担する。

- ①輸入事業者の渡航費、交通費、宿泊費、日当その他これに類する経費  
②資料の翻訳、現地での通訳費

- (3) 一般管理費：直接経費（人件費+事業費）×一般管理費率

※一般管理費率は、原則 10%以内とする

## 8 業務の完了、委託額の確定にかかる提出書類

本業務が完了した時、また委託費の請求に対して、以下の書類を提出すること。

- (1) 完了届（所定の様式）  
(2) 事業完了報告書  
(3) 経費明細書（支出根拠を示す証憑、資料等）  
(4) その他契約書や協議によるもの

## 9 関係書類等の整備

本業務にかかる関係帳簿類を整備して、保管すること。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 市との調整

業務を遂行するにあたり、市との調整を行う責任者を明確にし、進捗状況等を適宜の連絡を図ること。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務の一部について、市が認めたときはこの限りではない。

- (3) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

- (4) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月条例第 13 号）、石垣市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年 3 月規則第 17 号））に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (5) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

- (6) 著作権

本業務の成果品にかかる著作権は、本市に帰属するものとする。本業務の中で、第三者が持つ画像や引用などの所有権、著作権については、受託者において承諾を得ると

ともに適切に扱うこととする。

#### 1 1 その他

本仕様書に明示なき事項、または疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。